府消委第 283 号 平成30年12月27日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

消費者委員会 委員長 髙 巖

答 申 書

平成30年1月15日付け消制度第216号をもって当委員会に諮問のあった、公益 通報者保護法(平成16年法律第122号)の規律の在り方や行政の果たすべき役割 等に係る方策について、下記のとおり答申する。

記

別添「公益通報者保護専門調査会報告書」で提言された事項について、その実現に向けてできる限りの努力を行うよう期待する。

法改正が実現した場合においては、現行法の内容及び改正法の内容について幅広く周知活動を行うこと、及び解釈の明確化が必要な点については逐条解説等において明確化を図ることなど、必要な取組を進めることが適当である。



府消委第 65 号 平成31年4月4日

内閣総理大臣

安倍 晋三 殿

消費者 委員会 委員長 髙



答 申 書

平成30年10月3日付消食表第519号をもって諮問のあった、食品表示基準 (平成27年内閣府令第10号)の規定の一部改正について、下記のとおり答申 します。

記

内閣府令

食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)の遺伝子組換え表示制度に係る 規定の一部改正について、諮問された改正案(別添)のとおりとすることが適当 とする。

加えて、以下(1)~(3)について、消費者 庁の説明に基づき食品表示部会で議論 し了承された修正内容を別紙のとおり示すので、諮問された食品表示基準案と ともに変更されたい。

- (1) 第9条第1項第4号及び第23条第1項第4号の表示禁止事項に関する規 定について修正が必要である。
- (2) 第 15 条第 1 項第 8 号及び第 29 条第 1 項第 3 号の義務表示に関する規定 について修正が必要である。
- (3) 附則第2条の対象を明確にする必要がある。

また、本委員会として、次のとおり附帯意見を付すものとする。

【附帯意見】

1. 新たに検討中の公定検査法を含む監視

「遺伝子組換えでない」ことを表示するために新たに導入され、現在検討中である公定検査法に基づく科学的検証の仕組みを可能な限り早期に確立すべきである。さらには、分別生産流通管理を柱とする社会的検証を含む新制度における監視方法を明確にすべきである。

2. 普及・啓発、周知及び理解の促進

遺伝子組換え表示制度が理解され、浸透するためには、事業者、消費者、各種関係団体等が、主体的にそれぞれに相応の役割を果たす必要がある。さらに、国においては、関係省庁間で連携しつつ、遺伝子組換え食品の安全性審査や流通状況、義務表示や任意表示の意味、遺伝子組換えや分別生産流通管理の意味・仕組みなどについて、各種通知やパンフレット等において、その浸透を図るべきである。加えて、「食品表示に関する消費者意向調査」等を活用することにより消費者の理解度を十分に把握し、本制度の効果的な周知徹底を図るべきである。

3. 制度の見直し

新たに導入される公定検査法の運用状況や、新制度施行後の科学的検証に関する技術の進歩などを踏まえて、必要に応じた制度の見直しが不断に行われるべきである。

【諮問された食品表示基準案のうち、修正・追加を行うべき内容】

(1) 第9条第1項第4号及び第23条第1項第4号の表示禁止事項

第9条第1項第4号について、「遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われたことを確認した対象農産物」としたうえで、当該対象農作物を原材料とする食品(当該食品を原材料とするものを含む。)以外の食品にあっては、当該食品の原材料である別表第17の上欄に掲げる作物に関し、及び、23条第1項第4号について、それぞれ「遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われたことを確認した対象農産物以外の食品にあたっては、当該作物である食品に関し、遺伝子組換え農作物が混入しないよう分別生産流通管理が行われた旨(遺伝子組換え農作物の混入がないと認められる対象農作物である旨を含む。)」を示す用語を表示禁止事項とする。

(2) 第 15 条第 1 項第 8 号及び第 29 条第 1 項第 3 号の義務表示

第15条第1項第8号及び第29条第1項第3号の遺伝子組換え食品に関する 事項について、それぞれ「(分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農作物で ある旨の表示、遺伝子組換え農作物及び非遺伝子組換え農作物が分別されてい ない旨の表示並びに遺伝子組換え農作物が混入しないように分別生産流通管理 が行われた旨の表示(遺伝子組換え農作物の混入がないと認められる対象農作 物である旨の表示を含む。)に限る。)」とする。

(3) 附則第2条の対象

冒頭に、「この府令の施行前に」との文言を追加する。

〇内閣府令第

号

食品 表 示法 平 成二十五年法律第七十号) 第四条第一 項の規定に基づき、 食品表示基準 \mathcal{O} 一部を改正する

内閣府令を次のように定める。

内閣総理大臣 安倍 晋三

食品表示基準の一部を改正する内閣府令

食品 表示基準 平 成二十七年内 閣 府令第十号) *(*) 部を次のように改正する。

次の 表により、 改正 一前欄に 掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の

傍線を付した部分のように改める。

		. Ma	
品 る 加	中第及七別欄十びの表1に八別下第1掲の表欄十	2 第三条 の うち次のま が同表の下標 ない。 をさせる想 ない。 に定め に定め に定め に変め を に の り り り り り り り り り り り り り り り り り り	
	事に換遺 項関会 する品組	欄場表の 欄場表の 表の を上の の を がる で で の に で の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の の に の の に に の に に の に 。 。 に 。 。 に 。 。 に 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	改
。	に掲げるものを除く。)に表第十七の下欄に掲げるもく質が残存する加工食品とく質が残存する加工食品といて生じたが、加工工程後も組み換えられが、	[略] [略] [略]	正後
品 る 加	ず 中 第 中 所 大 の 下 欄 に 掲 り し の 下 欄 に 掲 に り る で 別 表 に り る に り る ら る に り る ら る ら る ら る ら る ら る ら る ら る ら る ら る	(横断的義務表示 第三条 [同上] のうち次の表の上 が同表の下欄に定めるも ない。	
子組換えでなり大田たでなりにとを確認したでなりに同上たでなりに同上の付りと	A I 加工工程後も		改正前
分 て当該 集 第 電 要 第 電 要 第 恵 原 を 第 書 選 伝 子 報 原 材 名 材 名 材 名 料 名 を 料 上 瀬 れ り 変 遺 組 名 を 料 上 瀬 れ り	除に加っみ 	表示されなければなら中欄に掲げる表示事項を設けて設備を設けて	

いるめつ材材加象げももる、料料工農る (た旨 る別4 表 え 産 ものについては、分別生ものについては、分別生ものをいう。以下同じ。料の重量に占める割合が五パーセント以下のものがが、原材料及び添加物の重量に占める割合があって主な原材料のがあるが、原材料及び添加物の重けが 農 子 あ 物 伝 物 非 示 わ 遺 な ように することが 産 0) 組 子 れ を が を 分 換 遺 遺 る 伝 て わ 1 略 物で た 表 別 伝 混 換 組 子 原 な え ょ れ ううに え 旨 入 生 子 れ 換えでな 組 材 遺 示 山山 あが 分 لح 組 遺 た \mathcal{O} 換 料 伝 L 産 産 組 る旨を示すさない非遺伝ス とす 等遺 え農 換 表別 認 子 ようとする場 流 物 を 分 伝 遺 換 できる。 え . 子 生 表 別 示 \Diamond 通 が え 伝 組 農 組 伝 に る場合 5 農 産 産 管 示 生 子 換 混 11 産 ľ 子 ええ農 代え れ 産 流 物 理 換 組 す 産 j j ええ農 る対 以重のの材 上量で高料 料と 流 物 換 生 + 組 通 が が L る 物 ン上 上 で で えき農 が 産 文 子 換 7 管 混 に 産 行 な 通 が 象農 一合に 管理 分 産 流 す 言 組 え 非 理 入 限 物 わ い 混 遺 産通なあ占か原原る対掲 農 n れ

2 いるめつ材材加象げ `料 ももる 料 工農 る別4 のの割原のの食産加にを合材上重品物工 る が 旨 行 工 をいう。以下同じ。)でなおが、はこれを原材料のであって主な原材料とする上位三位までのもので、か重量に占める割合の高い原材料及び添加物の重量に占める割合の高い原材料とするのので、かりののでであって主な原材料とするの原材料のうち、対策十七及び別表第十八に掲 は わ 0 非 れ 伝 て 遺 た は以下 子 伝 遺 子 組 伝 分 換 組 子 ええ農 別 換 組 ええ農 生 換 え農 産 産 物 産 流 物産通なあ占か原原る対掲

え農産物である旨を表示する。通管理が行われた非遺伝子組換

	3		
世代 世代 世代 世代 で は で の う の の の の の の の の の の の の の	略」	略	
(販売を がで販売を がで販売を がの表の上の を がの表の上の		略」	
。)する場合を除く。)には、同表の場合及び不特定若しくは多数の者に対びに容器包装に入れないで、かつ、生に掲げるものを販売する際(設備を設ほか、食品関連事業者が一般用生鮮食		[略]	を和ていない旨、遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産 施通管理が行われた旨(遺伝子組換え農産物の混入がないと認められた特定遺伝子組換え農産物である旨を含む。 及び非特定遺伝子組換え農産物であるられた特定遺伝子組換え農産物であるられた農産物である旨を含む。 おこれを表示」という。)は不要ともの表示(以下「遺伝子組換え農産物であるが、。 であるには、1から4までの規定の例によりこれを表示しなければならない。
の対生設食			
2 第 し産け品 十 (#	3		
ていまで、一大でのでは、一大では、一大のでは、一大のでは、一大のでは、一大のでは、一大のでは、一大のでは、一大のでは、一大のでは、一大のでは、一大のでは、一大のでは、一大のでは、一大のでは、一大のでは、	[同上]	[區斗]	
版 売 売 売 売 売 売 売 売 売 売 売 売 売 売 売 売 売 売 売	Ž Ž	[同上]	
販でせのめ同務 売販る表る上表		[同上]	び非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨、特定分別生産流通とする。ただし、これらの原材料について遺伝子組換えに関する表示」という。ら4までの規定の例によりこれた農産物である旨の表示」という。ら4までの規定の例によりこれた農産がある時である。ただし、これらら4までの規定の例によりこれた農産ががかりまする表示を行う場合には、1からよいではならない。

い表示されなければな	中欄に掲げる表示事項
ならない。	項が同表の下欄に定める表示の方法
	伝に従

物対

象 農 産

1 る。

略

略

略

	;		
略]	同上	同上	[同4]
次に定めるところにより表示す	対象農産	遺伝子組	1 次に定めるところにより表示す
		え	
一 二に掲げるもの以外の対象農		に関	一 二に掲げるもの以外の対象農
産物		る事項	産物
• 口 [略]			・ロ[同上]
遺伝子組換え農産物が混			分別生産流通管理が行わ
行っして に分別生産流通管			ことを確認した非遺伝子
農産物の場合は、当該対象農産			の場合は、当該対象農産物の担労農産物である文倉農産物
の名称を表示するか、又は			称を表示するか、又は当
当該対象農産物の名称の次に括			象農産物の名称の次に括
を付して、若しくは、容器			付して「遺伝子組
装の見やすい箇所に当該対象農			ものを分別」、「遺伝子
産物の名称に対応させて、遺伝			換えでない」等分別生産流通
物			管理が行われた非遺伝子組換
うに分別生産流通管理が行われ			
旨を表示する。遺伝子組換			٥
生産流通管理が行われた旨を表題を報え沿入したいように今別			
うとする場合に			
伝子組換え農産物の混入が			
る場合こ限り、貴云子組喚之農いと認められる対象農産物であ			
物が混入しないように分別			
産流通管理が行われた旨の表示			

い表示されなければならない。中欄に掲げる表示事項が同表の 下 欄 に 定める表示の 方法

に 従

借		
備考表中の	略	
	略]	
表中の[]の記載は注記である。	[略]	に代えて、「遺伝子組換え」等遺 に代えて、「遺伝子組換え」等遺 を示す文言を用いることができ を示す文言を用いることができ る。 「略」
		니티시쬬
	[岡十]	
	[岡出]	
	[岡出]	2 • = 3
		[同上]
		[同上]

附則

(施行期日)

第一条 この府令は、平成三十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この府令による改正前の食品表示基準により遺伝子組換え食品に関する事項を表示した加工食品

(業務用加工食品を除く。) 及び生鮮食品 (業務用生鮮食品を除く。) は、 この府令の施行後にお *(* \ ても

販売することができる。

答申品目一覧

下記品目については、消費者委員会委員長より「特定保健用食品として認めることとして差し支えない」旨、答申を行った。

平成27年2月5日付消食表第32号により諮問を受けた品目

٠.		()),0=),-0,,111	THE STATE OF THE S	
	製品名	申請者	特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容	答申日
	エクサライフコーヒーW	株式会社ミル総本 社	本製品は食物繊維(難消化性デキストリン)の働きにより、食事から摂取した脂肪の吸収を抑えて排出を増加させることで、血中中性脂肪の上昇をおだやかにするので、血中中性脂肪が高めで脂肪の多い食事を摂りがちな方の食生活の改善に役立ちます。また、食事から摂取した糖の吸収をおだやかにすることで、食後の血糖値の上昇をおだやかにするので、食後の血糖値が気になる方の食生活の改善に役立ちます。	平成30年11月16日

^{※「}製品名」及び「特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容」は、審議過程で変更された為、諮問時とは異なる

平成30年10月4日付消食表第522号により諮問を受けた品目

製品名	申請者	特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容	答申日
伊右衛門特茶 ほうじ茶	サントリー食品イン ターナショナル株式 会社	本品は、脂肪分解酵素を活性化させるケルセチン配糖体の働きにより、体脂肪を減らすのを助けるので、体脂肪が多めの方に適しています。	平成30年12月6日

平成30年10月4日付消食表第522号により諮問を受けた品目

	製品名	申請者	特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容	答申日
ヘル	シアウォーターs		本品は、脂肪の分解と消費に働く酵素の活性を高める茶カテキンを豊富に含んでおり、脂肪を代謝する力を高め、エネルギーとして脂肪を消費し、体脂肪を減らすのを助けるので、体脂肪が多めの方に適しています。	令和元年5月7日

平成29年1月23日付消食表第43号により諮問を受けた品目

製品名	申請者	特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容	答申日
健やかごま油		本品はセサミン・セサモリンが含まれており、血清LDLコレステロールを減らすのを助けます。血清LDLコレステロールが高めの方におすすめします。	令和元年8月22日

^{※「}特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容」は、審議過程で変更された為、諮問時とは異なる

平成31年4月26日付消食表第203号により諮問を受けた品目

製品名	申請者	特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容	答申日
特茶カフェインゼロa	サントリー食品イン ターナショナル株式 会社	本品は、脂肪分解酵素を活性化させるケルセチン配糖体の働きにより、体脂肪を減らすのを助けるので、体脂肪が多めの方に適しています。	令和元年8月22日
伊右衛門 特茶a	サントリー食品イン ターナショナル株式 会社	本品は、脂肪分解酵素を活性化させるケルセチン配糖体の働きにより、体脂肪を減らすのを助けるので、体脂肪が多めの方に適しています。	令和元年8月22日

平成31年4月26日付消食表第203号により諮問を受けた品目

製品名	申請者	特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容	答申日
特茶ジャスミンa	サントリー食品インターナショナル株式会社	本品は、脂肪分解酵素を活性化させるケルセチン配糖体の働きにより、体脂肪を減らすのを助けるので、体脂肪が多めの方に適しています。	令和元年8月29日